



知的障がい者を教育する特別支援学校の教科の内容はどのようなものでしょうか。国語を例に見てみます。

## 知的障がい者を教育する特別支援学校「国語」の内容

	聞く・話す		読む	書く
	(聞く)	(話す)		
1段階 (小学部1段階)	教師の話の聞いたり、絵本を読んでもらったりする。	教師などの話し掛けに応じ、表情、身振り、音声や簡単な言葉で表現する。	教師と一緒に絵本などを楽しむ。	いろいろな筆記用具を使って書くことに親しむ。
2段階 (小学部2段階)	教師や友達などの話し言葉に慣れ、簡単な説明や話しかけが分かる。	見聞きしたことなどを簡単な言葉で話す。	文字などに関心をもち、読もうとする。	文字を書くことに興味を持つ。
3段階 (小学部3段階)	身近な人の話を聞いて、内容のあらましが分かる。	見聞きしたことなどのあらまじや自分の気持ちなどを教師や友達と話す。	<u>簡単な語句や短い文などを正しく読む。</u>	簡単な語句や短い文を平仮名などで書く。
4段階 (中学部1段階)	話のおよその内容を聞き取る。	<u>見聞きしたことや経験したこと、自分の意見などを相手に分かるように話す。</u>	簡単な語句、文及び文章などを正しく読む。	簡単な手紙や日記などの内容を順序立てて書く。
5段階 (高学部1段階)	話の内容の要点を落とさないように聞き取る。	目的や場に応じて要点を落とさないように話す。	いろいろな語句、文及び文章を正しく読み、内容を読み取る。	手紙や日記などを目的に応じて正しく書く。
6段階 (高学部2段階)	話し手の意図や気持ちを考えながら、話の内容を適切に聞き取る。	自分の立場や意図をはっきりさせながら、相手や目的、場に応じて適切に話す。	目的や意図などに応じて文章の概要や要点などを適切に読み取る。	相手や目的に応じていろいろな文章を適切に書く。

これは、見聞きしたことや体験したこと、自分の気持ちや意思、意見や要望、人への伝言などを、感情や状態、動作を表す言葉を使い、事柄の順序をたどって、およその用件を話すことができるようにすることを意味します。自己紹介がきちんとできる、必要に応じて相手に合わせていねいな言葉を使う、電話などでの基本的な応答の方法など、社会生活に必要な「聞く・話す」力を伸ばすことが大切です。

※特別支援学校学習指導要領解説より一部抜粋

この段階では、できるだけたくさんの読み物を読み、やさしい物語文の登場人物や話の前後関係を捉えるようにします。また、日常生活を営む上で必要な簡単な語句、文、標識、看板などを読むことができるようにすることは、児童にとって、人との関わりを広げ、また、自己の健康や安全を守り、生活力を高めるためにも大切なことです。

※特別支援学校学習指導要領解説より一部抜粋

### ○生活に即した適切な授業を、創意工夫する

指導に当たっては、各教科の内容を踏まえ、児童生徒の実態に合わせて適切な授業を創意工夫する必要があります。学習活動に生活的なねらいをもたせ、生活に即した活動を取り入れて指導します。



知的障がい者を教育する特別支援学校の教育課程は、小・中学校の教科書を簡単にアレンジしたり、できそうなところだけを抜き出して教えたりすることではないのです。

# 8 各教科等を合わせた指導とは



「各教科等を合わせた指導」とは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことです。知的障がい者を教育する特別支援学校の教育課程を導入する場合は、この各教科等を合わせた指導を行うことが効果的であることから、「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」などとして実践されています。

これらの内容、実施上のポイントについては下記を参考にしてください。

○特別支援学校学習指導要領解説 総則等編 P245～248

○特別支援学級担任のための手引 1号 P13～16

ここでは、児童の思いを大切にしながら単元を展開した「生活単元学習」の実践例と「作業学習」の内容例を紹介します。

## 生活単元学習の展開例（小学校の実践より）

	子どもの願い	決定した学習活動	取り入れた教科の内容
	とびきりおいしい野菜を育てよう！		
五月	「学級の畑に何かを植えたいな」 「何を植えようかな」 「キュウリやジャガイモがいいな」 「みんなで植えて育てよう」	○野菜の植え方や育て方を調べる ○みんなで協力して植える ○野菜の生長を観察する ○水やり、草取りなどの決められた役割を行う	【生活】 自然、手伝い、役割 【国語】 読む、書く
	フレッシュスマイルショップを開こう！		
十月	「野菜ができたよ」 「なにか料理を作りたい」	○調理の仕方を学ぶ ○料理を作る	【生活】 食事、清潔 【算数】 数と計算
	「お世話になった先生に食べてもらいたいな。お店を開こう」 「いろいろな準備が必要だよ」	○料理のおすすめの言葉を考える ○招待状、お店の看板を作る ○お店の役割分担を考える	【国語】 聞く・話す、書く 【図工】 表現、材料・用具



子どもたちの実際の生活から発展した内容になっています。上記のように、子どもたちの思いを大切に学習を計画することが大切なのです。

※評価は、各教科等の目標に照らして行うように計画されています。

## 生活単元学習の実践例「フレッシュマイルショップを開こう」

○単元名「フレッシュマイルショップを開こう」

○単元の目標

- ・おいしい料理を作るために進んで活動することができる。
- ・お店の準備や片付けを協力して行うことができる。
- ・お店に来てくれた人に挨拶をしたりていねいに対応したりすることができる。
- ・お店の準備やお店での自分の役割が分かり、最後までやり遂げようとするすることができる。

○単元計画（全12時間）

第一次

- |         |                      |
|---------|----------------------|
| 第1時     | 野菜を収穫しよう             |
| 第2～4時   | 野菜を料理して食べよう          |
| 第5時     | フレッシュマイルショップの計画を立てよう |
| 第6～9時   | 役割を決め、準備しよう          |
| 第10～11時 | フレッシュマイルショップを開こう     |

第二次

- |     |          |
|-----|----------|
| 第1時 | 振り返りをしよう |
|-----|----------|



## 作業学習の内容例

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な内容を総合的に学習するものです。作業学習の指導は、職業・家庭科の内容だけではなく、各教科等の内容が扱われます。

作業学習で取り扱われる内容として、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、販売、清掃、接客等も含み多種多様です。

作業学習は、中学校の特別支援学級で多く取り組まれています。

【主な作業内容の例】

- ・農耕・・・野菜、穀類、きのこなど
- ・園芸・・・花など
- ・紙工・・・はがき、しおりなど
- ・木工・・・すのこ、踏み台、本立てなど
- ・縫製・・・花瓶敷き、巾着袋など
- ・織物・・・花瓶敷き、コースターなど
- ・印刷・・・名刺、はがきなど
- ・食品加工・・・クッキー、パンなど



実施にあたっては、「原料、材料が手に入りやすいか」「安全面や衛生面の配慮ができるか」などの留意点があります。特別支援学校学習指導要領解説 総則等編のP248を参照してください。



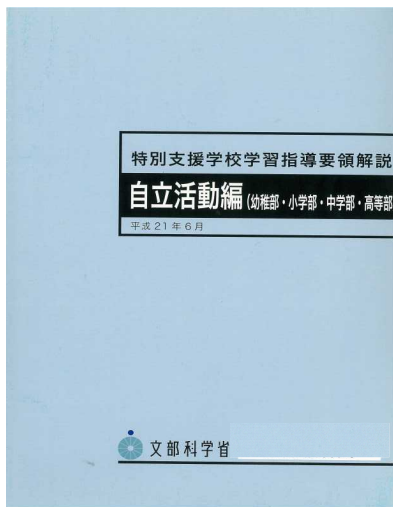
# 9 自立活動の指導



特別支援学級では、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の指導を適切に行うものとされています。

自立活動を行うにあたっては「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」をしっかりと読み、自立活動の意義等について正しく理解した上で実施してください。

## 特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編 平成21年6月 文部科学省



この解説は、必ず読みましょう。



自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものです。つまり、特設された自立活動の時間はもちろん、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じても適切に行います。

### 第1章 総説 (P 1～)

### 第2章 自立活動の意義と指導の基本 (P 5～)

- 自立活動とは
- 教育課程上の位置づけ
- 自立活動の指導の特色
- 自立活動の内容とその取扱い 等

### 第3章 今回の改訂の要点 (P 16～)

### 第4章 総則における自立活動 (P 25～)

### 第5章 自立活動の目標 (P 32～)

### 第6章 自立活動の内容 (P 34～)

- 6区分26項目について
- 各項目で意味していること
- 具体的指導内容例と留意点
- 他の項目との関連例 等

### 第7章 自立活動の指導計画の作成と内容の取扱い (P 77～)

- 指導計画の作成手順
- 他領域との関連
- 指導方法の創意工夫 等

## 自立活動の内容に示されている対応の具体例について

「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」には26項目ごとに次のことが書かれています。

### ①この項目について

- ・この項目がどういうことを意味しているかが書かれている。

### ②具体的指導内容例と留意点

- ・どのような幼児児童生徒が、どのような力を付けることが大切であるかが書かれている。
- ・障がいによる困難さやどのような取組が重要であるかが書かれており、大変参考になる。

### ③他の項目との関連例

- ・他のどの項目と関連づけて指導するとよいか、事例が挙げられている。

区 分	項 目	LD	AD HD	情緒・ 自閉症	知的	視覚 障害	聴覚 障害	肢体 不自由	病弱
1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事		○	○		○			
	(2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事			○	◎			○	◎◎
	(3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事					○	○	◎◎	
	(4) 健康状態の維持・改善に関する事			○	○				◎◎
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事	○	○						◎◎
	(2) 状況の理解と変化への対応に関する事			○		◎◎			
	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事	○						○	
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事			○		◎			
	(2) 他者の意図や感情の理解に関する事			○		○	◎		
	(3) 自己の理解と行動の調整に関する事		○	◎	○			○	
	(4) 集団への参加の基礎に関する事	○	◎			○	○		
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事					○	○	○	
	(2) 感覚や認知の特性への対応に関する事	○	○	○	○	○		◎◎	
	(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事					◎◎	○		
	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事					○	◎◎		
	(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事	○				○	◎	○	
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事		◎		○	○		○	
	(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事							◎◎	
	(3) 日常生活に必要な基本動作に関する事				◎			○	
	(4) 身体の移動能力に関する事					○		◎◎	○
	(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事		○	◎◎				○	
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事			○	◎		○		
	(2) 言語の受容と表出に関する事			◎			○	○	
	(3) 言語の形成と活用に関する事	○				○	○		
	(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事			○		○	◎◎		○
	(5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事	○		○		○			

○・・・「具体的指導内容例と留意点」に記述がある障がい種

◎・・・「他の項目との関連例」に記述がある障がい種

## 自立活動の目標

自立活動は、次のような目標の下に指導を行います。

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

## 自立活動の指導の手順



ワークシートは、東部教育局のHPに掲載しています。

- ・自立活動の指導計画の作成用ワークシートを作成しましたので、以下の留意点を参照して、手順に沿って作成してください。

### 自立活動の指導計画の作成用ワークシート

#### ①児童・生徒の実態把握

- ・障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境等についての情報を収集し記入する

○個々の児童生徒について、的確に把握することが求められています。

○実態把握の具体的な内容例

病気等の有無や状態、生育歴、基本的な生活習慣、人やものとのかかわり、心理的な安定の状態、コミュニケーションの状態、対人関係や社会性の発達、身体機能、視機能、知的発達や身体発育の状態、興味・関心、障がいの理解に関すること、学習上の配慮事項や学力、進路、家庭や地域の環境など

- ・収集した情報から障がいによる学習上又は生活上の困難等を整理する

【学習上の困難等】

【生活上の困難等】

○収集した情報から、障がいによる学習上又は生活上の困難等を整理して記入します。

○記入例

【学習上の困難等】

- ・学習中、自分の思い通りにならないと気分が不安定になり、友達にちょっかいをかけることがある。

#### ②指導目標の設定（長期目標：1年後 短期目標：期ごと）

長期目標

短期目標

○学習上又は生活上の困難さを改善するという視点から目標を立てます。あるいは生活の質を向上させるという視点から目標を立てます。

○一年程度の長期的な観点に立った目標と期ごとの短期的な観点に立った目標を設定します。短期目標が達成され、やがてそれは長期の目標の達成につながるという展望が必要です。

○この目標設定においては、将来の可能性を広い視野から見通した検討も必要となります。

○指導目標を達成するために必要な項目のみ、選びます。○すべての区分から選ぶわけではありません。

### ③必要とする項目の選定(指導目標を達成するために必要な項目に○を付けます)

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関すること	(1)情緒の安定に関すること	(1)他者とのかかわりの基礎に関すること	(1)保有する感覚の活用に関すること	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関すること
(2)病気の状態の理解と生活管理に関すること	(2)状況の理解と変化への対応に関すること	(2)他者の意図や感情の理解に関すること	(2)感覚や認知の特性への対応に関すること	(2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること	(2)言語の受容と表出に関すること
(3)身体各部の状態の理解と養護に関すること	(3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること	(3)自己の理解と行動の調整に関すること	(3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること	(3)日常生活に必要な基本動作に関すること	(3)言語の形成と活用に関すること
(4)健康状態の維持・改善に関すること		(4)集団への参加の基礎に関すること	(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること	(4)身体の移動能力に関すること	(4)コミュニケーション手段の選択と活用に関すること
			(5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること	(5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること	(5)状況に応じたコミュニケーションに関すること

### ④具体的な指導内容の設定

○具体的な指導内容は、③で選定された項目のいくつかを関連づけて設定します。

その際、次の点に留意します。

- ・児童生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうことができる内容を取り上げること。解決可能で、取り組みやすい適切な内容を設定し、達成できたという満足感や成し遂げ、自信を高め、次の活動への意欲につながります。
- ・障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができる内容を取り上げること。実際的な経験等の具体的な学習活動を通して指導することが効果的です。
- ・個々の児童生徒の発達の進んでいる側面をさらに伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容も取り上げること。発達の進んでいる側面を更に伸ばすことで、学習の意欲や自信を喚起し、遅れている側面の改善に有効に作用することもあります。

### ⑤年間指導計画及び個別の指導計画の作成

### ⑥指導

- 具体的な指導内容が決定したら、年間指導計画を作成し、計画的に指導にあたります。
- また個別の指導計画を作成し、指導・支援の方法を計画し、指導します。
- 自立活動の評価は、個別に設定した目標に照らして、それがどれだけ実現できたかを評価することになります。適宜評価を行い、指導内容や方法を改善し、より効果的な指導を行うことが必要です。

### ⑦評価

# 10 教科書の選定



特別支援学級では、次年度に使用する教科用図書を以下の3種類の教科用図書から、児童生徒の実態に合わせて、教科ごとに選びます。校内委員会で早めに次年度の教育課程を検討し、採択の時期に間に合うように教科書を決定しましょう。

## 検定教科書(文部科学大臣の検定を経た教科用図書)

- 当該学年の学習が児童生徒に適している場合は、当該学年の教科書を使用する。
- 下学年の学習が児童生徒に適している場合は、下学年の教科書を使用する。  
(中学校で下学年の教科書を使用する場合は、小学校用を使用してよい)
- 拡大教科書もある。

## 文部科学省著作教科書(文部科学省が著作の名義を有する教科用図書)

- 特別支援学校視覚障がい者用(点字版)
- 特別支援学校聴覚障がい者用  
小学部用(言語指導、音楽)  
中学部用(言語)
- 特別支援学校知的障がい者用(☆本)  
小学部用「こくご☆」 「こくご☆☆」 「こくご☆☆☆」  
「さんすう☆」 「さんすう☆☆(1)(2)」 「さんすう☆☆☆」  
「おんがく☆」 「おんがく☆☆」 「おんがく☆☆☆」  
中学部用「国語☆☆☆☆」  
「数学☆☆☆☆」  
「音楽☆☆☆☆」

※中学校で小学部の教科書は採択できません。

### (例) 国語(☆本)



こくご☆☆「くわしくはなそう」より

☆本の一部を紹介します。☆本の見本は、県教育センターにあるほか、東部教育局にも準備しています。実際に手にとって見ることで、どのような内容なのかがよく分かります。必要な場合はお問合せください。





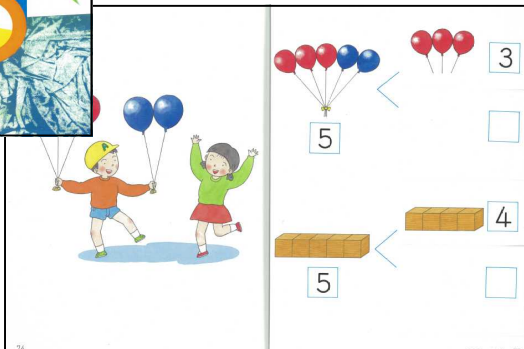


こくご☆☆☆「たよりをかこう」より



国語☆☆☆☆「報告や届け」より

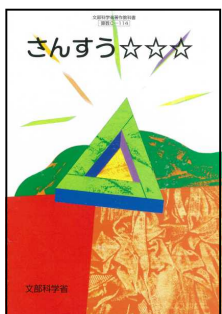
(例) 算数 (☆本)



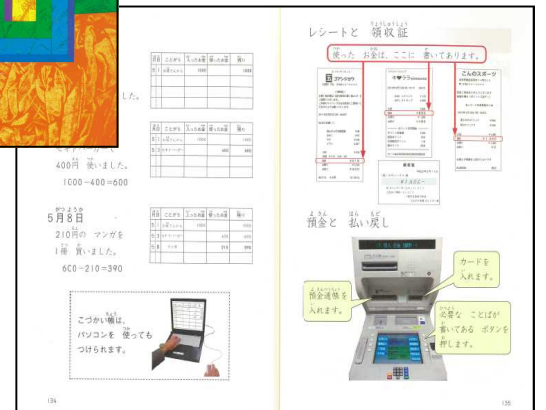
さんすう☆☆ (1) 「わけましょう」より



さんすう☆☆ (2) 「かいもの」より



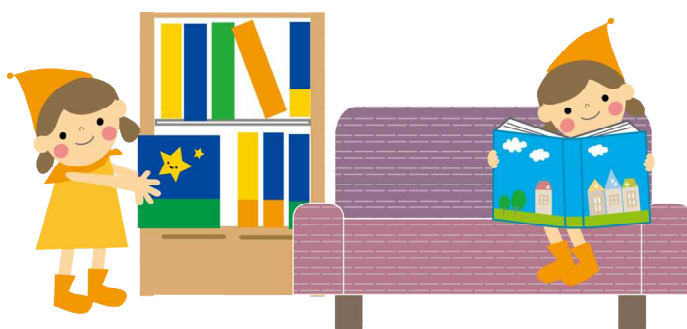
さんすう☆☆☆「カレンダー」より



数学☆☆☆☆「お金」より

## 一般図書（学校教育法附則第9条の教科用図書）

- 通称「附則第9条本」といいます。以前は「107条本」とっていました。
- 絵本などの一般図書です。
- 各学校に配布される「平成〇〇年用一般図書一覧表」の中から選びます。
- 教科の主たる教材として、教育目標の達成上適切な図書を選択します。



## 教科書採択リスト（例）

- 下記のような教科書採択リストを作成することで、進級時や進学時に、以前採択した図書と重ならないようにすることができます。学習が発展的で効果的に実施されるようにしましょう。
- 交流及び共同学習を行ったかどうかも記入すると分かりやすいでしょう。

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
生活									
国語									
社会									
体育 保健・体育									
家庭科									

【参考様式】東部教育局作成 ※児童生徒の実態に応じて項目を検討して使用して下さい